大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第二十五巻　第五號

昭和二年十一月一日發行

論叢

利子の泉源について……文學博士　高田保馬
租税に於ける家計……法學博士　神戸正雄
近世貿易の趨勢……文學博士　三浦周行
徳川時代に於ける長崎の支那貿易……文學博士　矢野仁一
普遍化了解科學……文學博士　米田庄太郎
文化現象の凝集作用……法學士　恒藤恭

說苑

岡山藩の自營船廠……經濟學士　黑正巖

雜錄

明治維新の成否に關する維新當時の一觀察……經濟學博士　本庄榮治郎
產業界變動の豫測……經濟學士　大塚一朗
海上保險の發顯地に關する一異說……經濟學士　近藤文二
戰前戰後の歐洲財政……經濟學博士　汐見三郎

（禁轉載）

說　苑

岡山藩の自營船廠

黑　正　巖

一　はしがき

德川時代に於ては武士階級がその需要を充足するの手段として、商工業に特權を與へ、座又は株仲間を組織せしむるを常とした。蓋し之は獨占と傳統とを基礎とする封建社會に於ける常然の事であらう。殊に武士は商工業上の知識技能に乏しかつたゝめ、たとひ藩の直營專賣業を行ふ場合にも、必ず町人を登用して、經營に從事せしめ、武士は單に之が監督をなすにすぎぬ有樣である。從て武士階級は財政の窮乏を救ふ爲めに種々の施設を試みたが、完全なる直營の事業は殆どなく、新田開墾の如きも大規模且つ有利なるものにつきては自營せるもの少くないが、之れとても繼續的の事業として行つたものではなく、開墾が了ればその組織を解體したのである。故に繼

續的自營事業としての體制殊に勞働組織を覗ふが如き事例は比較的に少い。

岡山藩に於ては嘗つて自營の金融機關として寛文十一年以來大規模なる社倉法を實施したるも、暫くにして廢止せられ、その後久しく專賣類似の仕法を見なかつた。天保年中に鹽の專賣を行つたとの文献が大阪に存するも、當の本國に於てはその文献に見ゆるが如き仕法は行はれなかつたようである。又その他の事業につきては專賣類似の仕法は全然なかつたと見てさしつかへはない。只唯一の例として寛永年度以來船舶の建造等の爲めに「舟入」と稱する船廠を設け自己經營を行つて居た。固よりこの船廠に於て建造する船舶は主として藩政府が直接に需要する所のものにすぎない。一般人民の爲め又は海岸を有しない隣藩の爲めに、造船を引き請けた事は殆どなかつたものと思はれる。それは隣藩たる津山藩や足守藩は海に接しないため、その所有船を保管するに困難したるも、藩は自らその保管をもなさず、專ら民間に托せしめ、且つ軍事上の理由もあつて、かなり嚴格に之を監視したのに徴して推察する事が出來る。

岡山藩が何故に自己經營の船廠を造つたかに就いては色々の理由がある。云ふ迄もなく徳川時代に於ては陸上交通機關は著しい發達を遂げたとはいへ、猶水上交通特に海上交通は、最も便利且つ重要なるものであつた。幕府が河村瑞軒をして羽州米を態々船舶によつて遠く江戸に廻送せしめたるが如きは卽ち海上交通が陸運よりも遙かに有利であつた事を物語る一例である。歴代名

君賢臣相踵で出で、其の領内よく開發されたといはる丶岡山藩に於ても矢張りさうであつた。岡山藩は瀬戸内海に面し、海岸には多くの良港がある上に、藩内を貫流する吉井川旭川の二大川がある。一般人民の交通にも、亦藩内の租貢米を岡山その他の米藏の所在地に運送するにも多く水運によつた。殊に大阪への登り米、江戸への廻り米の運送は悉く海運によつたものである。更に經濟的運輸の目的の外に、その地理的關係上、種々なる點に於て船舶を必要とした。卽ち、かの幕府御城米の廻送に際し、その船舶が岡山藩内の諸所に寄港した場合には、藩政府の船手は色々と之が補助を命ぜられ、[1] 朝鮮使節の往還に方りてはその警護に當るの義務を有し、[2] 藩主の參覲交替に際しては主として大阪迄船で上り、それから陸路江戸に向つた。又海岸警備の必要も多かつた。か樣の次第で岡山藩政府は、その經濟上、儀禮上幷に保安上、船舶の力に俟つ事甚大であつた。從て岡山藩がその水上運輸に對して試みた施設は、他の諸般の施設と共に極めて整頓されたものである。水運の管理經營の任に當る部局たる「船手」は、その組織仲々大規模であつて、藩政上重要の地位を占めてゐた。此等全體の統制につきては已に他の機會に於て詳述したから、茲には之に論及することを止め、只、船舶數の大體、船廠の變遷沿革並にその規模、船廠に於ける從業者卽ち小役人や勞働者が、どんなに規制されてゐたかを略記して、以て德川時代に於ける藩の自營業の勞働統制の一斑を覗ふの資に供しようと思ふ。

1) 類纂、公達留及び法例集御城米廻送に關する諸條
2) 同上　朝鮮使節寄港に關する諸項

二 岡山藩の船舶數

徳川時代に於て岡山藩内の公私所有の船舶がどの位あつたかは、不完全ながら船手の記錄によつて大體覗はれる。岡山藩は船廠を自營し相當の船舶を所有してゐたとはいへ、その數は到底民間の船舶數に比すべくもなかつた。而て藩所有の船舶の內、隻數からいへばその大多數は經濟的運輸の爲めに用ひらるゝものであつたが、特に大型のものは藩主使用の御座船にして、荷物船ではなく、船廠設立の主たる目的も亦この種の大型船の保管建設並に修繕にあつた。嘗て藩は大規模に運送船を造り、登米、廻米等を自營せんとしたる事もあるが不成功に了つたので、一般の運輸交通は主として藩内民有の船舶により、藩政府は色々の方法で民間の造船並に舟航の事を奬勵した。例へば藩外へ多量の藩庫の米穀等を輸送する際にも藩内の船持は藩外船持よりも運送上の過失による損害の賠償に關して有利なる條件を與へられ、[3] 又船持に金を貸付け、[4] 殊に江戸へ航海する時はその留守手當を給したるが如き、その著しいものである。[5] かくて藩内民有の船舶は年々増加し、その數は船舶運上等の關係よりして、可なり詳しく記錄に殘つてゐる。併し官有のものにつきては前後二個のまとまつた記錄があるのみである。それは對外的に多少秘密とするの必要があつたので、餘り發表されなかつたものゝ如くに思はれる。この事は軈て藩政府が自ら船廠を經

3) 船手御法留、享保七年七月九日の達
4) 評定留、延寶元年七月晦日の條
舟手御法留、天保五年七月の催合銀貸與法に關する條
5) [illegible]

營した一の理由だともいへよう。

享保寛延の頃には、[6]下り六丈八尺、五十挺、二十端の白鷗丸を最大として大小約百隻の船が藩の所有であつた。それが天保十二年十二月の調査によれば、[7]藩政府直屬のもの約百十一隻、大坂詰船六隻、この外五家老及び大宮の所有船百十隻である。而て藩政府直屬船中十七隻は社倉米や郡方銀を以て建設して居ることが津田永忠の覺書に明記されてゐる。[8]

民有船の總數につき最古の記錄は寛文七年二月の備前國中船改であつて、それには總計三百六十九艘、前年に比し五艘增とある。寛文六年にも船改があつたものと見える。[9]更に延寶元年の國中浦邊船改目錄には、三百九十二隻(浦邊四十ヶ村岡山町共)五端帆より二十三端帆迄、但し石にして三十五石より八百石迄、之を石高にして六萬二千七百二十一石、帆數合せて三千二百四十六端とある。それが延寶八年十二月には略ぼ同一の型の船のみで約九十隻、石數に於て一萬七千石を增加し、大小合すると二千九百九十三隻、帆數九千六百十反である。更に天保十二年十月には總計四千七百七十五隻に增加してゐる。今之を官有船と正確に比較する事は出來ないけれども、民有船の發達の程度は之れで概觀出來るであらう。

事情斯くの如くであるから、藩政府の有する船舶の重要さは一藩全體としてはさして重大の意義を有するものではない。併し民有船の建設修理につきてはその勞働の狀態、賃銀等記錄の徵す

6) 船手次田久左衞門の手記
7) 船手松本殿手記
8) 元祿十六年十二月與田某近藤某より指出したる調書の寫
9) [illegible]

べきものがないけれども、藩の船廠に關しては相當に文献もあり、殊に一種の官業としての船廠の事柄を記すのは、徳川時代の官業並に其勞働制度の一例として强ち無益でもあるまいと思ふ。

三 船廠の變革とその規模

池田光政は寛永十一年に大小三十五隻の船を新造し、福島村（旭川の河口）に舟入を造つて之を納めて居た。又光政が封を轉じて來る前の岡山藩主たる池田光仲が網濱の舟入に五十餘隻を納めてゐたのを譲受けて、新造船と一緒に之をも福島舟入に納めた。併し同年更に三十八隻を建造したので福島の舟入は狹隘となり、更び網濱に舟入を造つた。[10] 所がこの二個所の船入は色々の自然的不利があつて船入として適當でないので、遂に延寶元年七月、時の船奉行が、春日神社前に大規模の舟入を新設すべき事を建議した。[11] 恰もこの時は大洪水の後で失業者が多かつたゝめ、之等の人々に授職するの目的を以てその實現を見た。[12] この舟入は今日迄も尙ほ殘存して居る。

春日神社前の舟入は當時のものとしては、その規模が可なり大なるものといはねばならぬ。延寶元年七月から十一月末迄工事が行はれた。[13] その面積は約一萬四千五百坪にして、[14] 之に要したる費用は銀百三十八貫八百十六匁、御鐵砲役台計五千九百四十三人、人民の夫役は明確な數は出てゐないが、決算書に見はれたるものを合算すれば約一萬二千三百人である。[15] 決算書によれば色々

10) 船手舊記類纂收載
11) 類纂船手留帳
12) 延寶元年七月二十一日の評定留
13) 延寶元年十二月二十七日御舟入御普請奉行御勘定目錄
14) 延寶元年七月二十三日留帳

の工事費目が出てゐるけれども煩に亘るを以て玆には省略する。

四　船廠に於ける一般取締並に勞働規定

船廠内には舟入場、作事場、御用所並に水夫船頭の如き現業員に相當する者の住居があつた。而て船廠を支配するものは、船手の最高役人たる船奉行である、併し船廠を直接に取締るものは、船入奉行、御船作事奉行等の諸役人である。彼等は次の二つの掟に準據してその職務に從事する。

イ、御舟入御用所掲示。その制定年代は不明であるが、御舟手諸手貼紙留に收載さる。

一、御舟入住居の者共御門出入の義度々奉行中へ相斷任指圖罷歸候時是又可相屆并に外より男女共得客一宿仕せ候節は不依誰奉行中へ相斷可爲指圖次第事

一、御加子長屋に雖爲不遁者一宿致せ申間敷、若何そ不叶儀に一宿致せ度事於有之者奉行中へ相斷可任指圖候、不及申外へ罷出一宿致儀堅無用、不限晝夜奉行指圖次第可相勤事

一、御門出入の儀夜四ツ過候ては堅無用、不叶用事有之奉行中へ相斷得指圖罷出候とも四ツ時より内歸申可事、並に川手御門の鎰は石川助四郎、金兵衞へ*預り置き唯今迄の通念入可申事

一、御舟入事多節者當番の奉行に不限兩人共に罷出諸事可被申付事

一、御舟番共銘々御請込の御舟度々見廻り掃除等惡敷或者雨漏等有之候はゝ役人受取り早々可直並御舟の地葺仕候節下地より可念入外役と違候間ハカヤリに不仕様ニ日を結隨分葺足を考へ雨漏等無之様小頭役人にも先達急度可申談御舟番不斷勤方之

15)　上掲勘定目錄による

*　一本は久山半四郎平八郎とある。

儀下代御武具番共諸事指圖之通相背間敷事

一、苧物木綿其外諸道具御藏の内にて取置申儀役人任に不仕常に御舟番共取置役人物干仕廻御藏入の節御藏の内にて夫々片つけ置入捨に仕置せ申間敷候、並に方々行の御舟仕廻候者麁物綱水に不入分も干せ仕廻可申事

一、諸色仕替道具堪忍可成者隨分考仕替不申候て不叶ものに相極分御舟作事場へ出し其上にて遂吟味仕替可申事

一、御舟方々へ遣候節請取方より麁物綱惡敷とて外舟の綱と入替持參仕度と好有之御舟番心得にて取替遣間敷候、若し又仕替に赴き居申綱にても有之候はゞ御舟作事場へ出し何も見分之上にて取替可遣尤御舟拵仕廻御舟諸道具共に御舟番手前より善惡の評議を曾て無用心に參らさる儀有之候得者受取方より斷申埒の事

一、大風之節川繼綱用意有之上は麁物綱疲綱一筋にても遣間敷、不遣候て不叶模樣に候者何も相談の上に可出並定川繼替候節善惡念入遂吟味能所隨分繼せ可申付、登せ船之節登せ綱拵有之者船付の綱にて登せ申儀堅無用に候

一、惣役人仕廻所に見廻り火の用心可念入事

ロ、次に御舟作事場の監督につき舟手の役人に命じたる規定がある。之は直接に作事場に勞働する者に對して規定されたものではないが、「御舟作事場掲示」とありて作事場に掲げたる覺書であつて、一方には役人を規律し他方勞働者にもその守るべき點を指示したものである。之の規定條項中には御用所の掲示と同一の箇條が二三あつたから、その重複しないもの丈けを左に掲げ見てよう。

一、御舟手役人中下代に至る迄毎朝御舟作事場へ罷出諸色用事御爲宜樣に可被申合事

一、御手用期日も受取役人銘々手前過入無之候樣書出し役割の手前にて遂吟味猶又横目中着到帳被致見合銘々役所當日不仕廻

して不叶儀或者相延不苦儀共考諸手と令相談御爲能樣に役人可被致指引事

一、御舟入作事場大工六つ過より罷出晩者日入仕廻日々着到ノ義者見計時不極可相改候大工晝食ノ儀夏土用中は相談の上にて少々休不苦事

一、御舟作事其外の義にても諸職人役仕り申節下奉行中見廻り油斷不仕樣に申付諸色入用の品夫々相應の物遣せ費無之樣に可有見計事

一、御作事船廻り無者迄切手見合諸道具相改出來被相渡節道具過不足無之樣に引合並御舟の金具增減候もの氣を附可被申事

一、釘持鐵物受取節橫目中下代へ相斷貫目數等念入相改遣申節も所々入用の所及見打せ尤古鉄の類念入取集迫て直し用ひ可然仕方僉可遣事

一、門番人一人宛詰夜番所明け不申相勤諸色並大工等門出申節其の品承屆奉行橫目中へ申達指圖次第に可出何れによらず無斷一切不可出但しコケラの義度々中を改め可出、用場仕廻番人所々見廻り火ノ用心可入念事

一、諸手用場へ小頭役人罷出節用人中手代に至る迄諸事任指圖精出相勤候樣に可被申付事

一、古物藏諸色古物請取節橫目中下代と立合寸尺共念入善惡仕分僉諸色入用ノ時分は手前藏に相應の物有之は可被致沙汰尤拂物ノ節は致吟味以後御用に可立物者殘し縱御用に立たざるものは役人可申付候間入札にて拂可被申候、御拂物御舟手の面々自分は不及申外へ調遣候共その品委細御徒目付へ相達取可被申事

一、御舟入勤番奉行中手代共役人御舟入へ不參內に罷出夫々役割之通役所へ遣し晩者役人仕廻せ以後仕廻可被申候、大風洪水の節者兩人共手代召連早速可被罷出候普請目に受取役人役所に入用之人高考へ一人にても余計無之樣可被請取事

一、御舟作事有之節者棟梁別て無油斷大工精出候樣申付船々へ大工割過不足無之樣仕少々にても粗末成儀仕置不申樣に諸事念入可被申付、板材木遣申儀造替繕作少々にても其の船に相應の道具遣し、切板古道具に寄らす見合遣申節は奉行中へ斷り我儘に遣間敷候、附り、大工用事有之とて晝より揚度斷候はゝその品承屆奉行橫目中へ相斷指圖次第に揚へし、尤宿より不罷出大工有之者奉行中へ申達し宿に可遂吟味事

一、御舟造替有之節は元舟の間尺見合相違無之樣に仕立垣廻少々にても相延不申樣に可仕元舟より模樣替不申候て不叶義有之候はゝ奉行横目中へ相斷り相談の上にて可相極割物の類は寸尺數とも木割帳仕罷掛大工に相渡し罷掛はその帳面の通に罷かけ可挽事

一、板材木調申節舟に相應の道具見分仕直段等迄承合御爲宜を相檢惣て造替繕舟にても強み第一の儀當にその段考念入可被申事

一、罷掛大工板材木罷掛申節割合考へ少々にても費無之樣に罷掛け挽せ御舟作事有之節者御手大工申合從挽落悉令吟味夫々見計相應の落し古木共隨分遣ひ其上にて新木可遣事

御船奉行

五　餘　言

以上、私は岡山池田家事務所の藏する所の文献特に「舟手」に關する諸記錄によつて、船舶の有樣、船廠の規模を記し、尙ほ之に從業する役人並に用人卽ち勞働者に關する取締規則を揭げて參考に供した。之によつて見るに、岡山藩の船廠はいはゝ今日の海軍工廠の如きものであつて、藩政府が直接にその需要する所の船舶を管理、建造及び修繕せんとするの施設である。乍併その勞働組織なるものは、現代資本主義の下に於ける官業とは大に異る、之れは蓋し當時の經濟組織、政治組織の本質より來る當然の結果であつて、當時の勞働組織がそのまゝ官業に於て反映したも

のである。例へば今日の海運現業員に相當する所の當時の水夫、梶取、船頭の如きは、實際勞働を搾取されつゝある所の勞働者であつて、現代の階級鬪爭的觀念を以てすれば、當にその船舶所有者に對立すべき性質のものではあるまいか。然るに彼等は、最も低き地位ではあつたといへ、武士の待遇をうけ、武士階級組成の一分子として却て農工商なる被治者階級に對立してゐたのである。之れ經濟的にはその利害を同ふする地位に在り乍ら、政治的又は身分的に相對立するに至る一例である。

大工、墨掛大工その他の所謂勞働者は、今日の工場に於ける如き勞働者と異り、恐らくはビュッヒャーの所謂出職的賃仕事として勞働に從事したかに思はるる。あれ程の大規模なる船廠のことなれば、勿論相當に多くの大工その他の職人が專屬してゐたのであるが、直接之を記した文献はなく、單に之を想定しうるにすぎぬ。[16] 上掲の御舟作事場の掟中には「御手大工」なるものがある。之は正しく船廠專屬の大工であるがその數は明かでない。大工事のある場合には臨時的に多くの職人を雇用し、その工事が終れば之等の職人は暇を得て他に仕事を求めたのであらう。而てかゝる場合の職人勞働者と雇用者たる船廠との關係は、小企業者たる職人親方と船廠との間の勞働契約であらう。何となれば當時の工業勞働が親方弟子の關係に立つ所の徒弟制度に基くからである。從て縱令船廠が多數の大工等を繼續的に雇用してゐたにしても、大工と船廠との間に勞働

16) 元祿四年十二月一日の進水式に際し、造船に干與せし者へ褒賞を與へた記事中に「船奉行以下大船頭小船頭舟大工、鍛冶、町大工石屋等」とある、舟大工以下の職人が果して船廠專屬のものか外來の一時的のものか不明だ。

上の問題があれば、少くとも形式上は親方と船廠との關係であつて、多くの勞働者たる弟子の直接關與せざる所である。當時の事情を以てし且つ職人が多く請負契約的なる勞働に從事する間は所謂勞資鬪爭の問題は起り得ない譯である。

私は御舟入の御用所揭示及び御舟作事場揭示の掟書なるものを一々解釋しなかつたが、その各條項に見ゆるが如く、多くは舟入を管理する小役人に對する規律である。船入内に勞働するものは間接にこの規定によつて統制せらるゝのみである。德川時代の勤儉主義、御公儀第一主義がまざ〳〵とその内に見はれてゐる。人をして機械の如く勞働せしめんとし、且つ又極度の消極主義に則つて失費を小にする事のみを考へ、積極的に能率を增進し、全體としての效果の大ならんことを企圖したるが如き點は、殆ど之を全文の何所にも發見することは出來ぬ。

要するに岡山藩に於ける官業——若しこの船廠制度を官業といひうるならば——に於ける勞働關係は、封建制度上の治者階級たる武士と被治者階級たる工人との一種の賃仕事的勞働契約であり、工人階級自身に於ては親方弟子の關係である。この關係は船廠が多數の專屬職人を有して居た場合にも矢張り同一だと思ふ。舟入に於ける一定の工事が竣れば、大工は藩主又は船手から賞與を得て、一種の恩惠と光榮とを感じたのである。この種の官業は、恐らく他の諸藩にもあつたことゝ思ふが、その勞働關係は岡山藩のそれと同じく、現代の資本主義的勞働關係に非ずして、封建的ギルド的且つ主從的勞働關係であつたと信ずる。(昭和二年神嘗祭の日)